

令和3年第13回堺市教育委員会議事録

開催日	令和3年9月16日(木)
場所	市役所本館3階大会議室1
会議種類	定例会
教育長の報告	①新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインについて
議案・報告	議案第14号 事務局職員の人事異動について
その他報告	①新型コロナウイルス感染症に伴う教育委員会の対応について ②和解の成立について
教育長	日渡円教育長
出席委員	河盛幹雄委員 大島幸恵委員 宮本功委員 鈴木真由子委員 新谷奈津子委員
事務局出席者	山崎久樹教育次長 松下廣伸教育監 橘健一理事 中山真裕美教委総務部長 江戸善信学校教育部長 永木里恵教育政策課長 至田義朋教育政策課長補佐 古賀祐喜教育政策課企画係副主査
開会宣言	午前10時
日渡円教育長	これより、令和3年第13回教育委員会を開会します。 本日は定例会です。 傍聴の申し出がありますので、会議規則第15条の規定により傍聴を許可します。 次に、教育政策課長補佐から諸般の報告をします。
至田義朋教育政策課長補佐	報告いたします。 本日の会議には、教育長及び全ての委員が出席されています。 また、事務局におきましても、案件に係る理事者全員が出席しています。
日渡円教育長	これより本日の会議を開きます。 本日の議事録署名委員は、会議規則第17条第3項の規定によりまして、鈴木委員、新谷委員を指名します。 次に、先にお配りしました、令和3年第11回、第12回教育委員会会議録を承認することにご異議ございませんか。 異議なしと認めます。 議事録は承認されました。 日程に入る前に、私のほうからご報告をいたします。 新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインについて、このたび専決を行いました。 詳細につきましては、学校教育部長から説明します。
【教育長報告①】	新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインについて
【説明】 江戸善信学校教育部長	新型コロナウイルス感染が確認された場合の対応ガイドラインについてご説明いたします。 令和3年8月27日付で、文部科学省から「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン」が通知されました。 本ガイドラインは、特に緊急事態宣言対象地域等に指定された状況下において、濃厚接触者等の特定や臨時休業の判断等に当たっての考え方がまとめられており、学校園の設置者等が対応時の参考とするため示されたものです。 このたび、本ガイドラインを踏まえ、堺市教育委員会のガイドラインを制定し、「1 学校園で感染者が確認された場合の対応」「2 行動履歴調査について」「3 確認検査の考え方」「4 臨時休校の判断について」を内容とし、令和3年8月31日付で本市学校園に通知しました。

	<p>1 から 3 につきましては、学校園で感染者等が確認された場合、登校・出勤等させないようにするとともに、その感染者等の行動履歴を調査するための資料を学校園において作成します。この調査に基づき、検査対象となる者の候補を挙げ、これをもとに教育委員会と保健所で協議し、確認検査の対象者を特定することを内容としており、これまでの対応と変更ありません。</p> <p>4 につきましても、これまでの運用とほぼ同様ですが、基準を明確に示し、学級休業、学年休業、学校休業とする際の判断基準を示しています。また、休業となる場合は、感染暴露（陽性者が周囲に感染させるおそれがあったと考えられる日）から 5 日から 7 日間を目安に休業期間としています。</p> <p>9 月 1 日に、堺市ホームページにも臨時休業の判断基準を掲載しております。</p>
日渡円教育長	本件について、ご質問、ご意見ございませんか。
鈴木真由子委員	臨時休業の判断の中で説明されているのが、幼児、児童、生徒を対象とした文言になっていますけれども、教職員の場合についてはどのように対応されているのかを教えてください。
江戸善信学校教育部長	教職員につきましても同様で、以前から実施しているとおりに、陽性が確認された場合には行動履歴を確認し、その幼児、児童、生徒や他の教職員等との接触状況を含めまして、どこまでの範囲を PCR 検査の対象とするかの判断基準の一つとしております。
日渡円教育長	ほかにごございませんか。
河盛幹雄委員	文科省からの通知に沿って、緊急事態宣言対象地域、まん延防止等重点措置対象区域に指定された状況下での対応についてこのガイドラインを作成されたと思われませんが、今後緊急事態宣言等が解除された場合は、引き続き、このガイドラインが適用されるのですか。
江戸善信学校教育部長	その通りです。文科省からは緊急事態宣言下ということで通知されたものですが、堺市は以前から実際に保健所と協議し、学校から情報を入手して対応しておりますので、緊急事態宣言等が解除された場合もこのガイドラインを適用する予定です。
日渡円教育長	ほかにごございませんか。
宮本功委員	先ほど、教育委員会と保健所が対応しておられるということでした。実際に感染者や、濃厚接触者が出た後に対応する過程で、スピード感はもちろん重要だと思っておりますが、堺市として特に取り組んでいることはありますか。
江戸善信学校教育部長	堺市では、新型コロナウイルス感染症に関して、以前から教育委員会でも対応しております。教育委員会事務局学校総務課の担当者が保健所の担当者との連携をとって、良好な関係が構築できています。学校総務課が学校の状況を確認し、保健所に「こんな状況です」とお伝えし、保健所から「それならば PCR 検査をここまで広げましょうか。」といった速い判断ができています。
宮本功委員	とても素晴らしいことだと思います。保健所との関係がうまくいかない情報もうまく伝達されないのが、引き続き、その関係を継続していただければと思います。
日渡円教育長	よろしいですか。教育委員会と保健所との関係良好で、学校総務課が保健所と連携して取り組んでいます。その分、担当者の負担が大きいという感じを受けています。 ほかにないでしょうか。 それでは、次の日程に入ります。
【案 件】	日程第 1 報告第 14 号 事務局職員の人事異動について
日渡円教育長	日程につきましては、先にお示ししましたとおりです。 日程第 1 報告第 14 号 「事務局職員の人事異動について」を議題とします。 提案理由を説明します。
【説 明】 橋本宏司教委総務	報告第 14 号「事務局職員の人事異動について」ご説明いたします。 本件につきましては、教育委員会の議決事項ではございますが、教育委員会

課長	<p>の会議を開く暇がなかったため、教育長に対する事務委任等に関する規則第4条第1項の規定に基づきまして、令和3年8月25日、教育長において、臨時に代理いたしましたので、報告し、承認を求めるものでございます。</p> <p>報告の概要でございますが、学校管理部長兼学童集団下痢症補償対策担当部長の大貫正昭に、令和3年9月1日付で新たに中学校給食準備室長も兼務を命じるものでございます。</p> <p>また、学校管理部中学校給食準備室長の増田一に、令和3年9月1日付で総務部参事（調整担当）を命じるものでございます。</p>
日渡円教育長	<p>本件につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。ご異議なしと認めます。</p> <p>本件は、原案のとおり承認されました。</p>
【その他報告①】	新型コロナウイルス感染症に伴う教育委員会の対応について
日渡円教育長	<p>次に、その他報告①で「新型コロナウイルス感染症に伴う教育委員会の対応について」を報告します。</p> <p>堺市立学校園では2学期が始まっていますが、学校関係者の陽性者が増加しております。休業等の措置も数校で実施をしています。9月10日に、堺市の新型コロナウイルス対策本部会議が開催され、緊急事態宣言延長の本市の対応が確認をされたところです。</p> <p>会議に提出しました教育委員会の対応につきまして、総務部長から説明をします。</p>
【説明】 中山真裕美教委総務部長	<p>前回の教育委員会定例会の後、8月25日の小中学校を中心に、堺市立学校園の2学期が始まりましたが、この頃より、子どもと教職員、双方の検査者数、陽性者数の増加が顕著となっております。</p> <p>発出中の緊急事態宣言につきましても、9月12日の予定が30日までに延長されました。</p> <p>教育委員会の対応としまして、学校教育活動については、学校の行動基準となる「地域の感染レベル」3の従前の対応を基本としつつ、今回は子どもと教職員双方の健康面についての対応を強化しております。</p> <p>前回の報告と取扱いの異なる対応としまして、部活動につきましては、今回は原則中止としております。ただし、大阪府の大会以上につながるものや、緊急事態宣言解除後に予定されている公式大会、発表会等に向けた活動は、時間を短縮して実施しております。</p> <p>また、部活動の実施に当たりましては、検温等の健康観察を行うとともに、具体的な感染対策を含めた活動計画を顧問が作成し、その計画を基に保護者が参加を承認した後に、校長が活動を承認するという手続を設けるなど、活動までの手続を具体化しました。</p> <p>今回強化しました健康面についての対応ですが、子どもに対しましては、現在実施中の登校時の健康観察カードの確認に加えまして、授業のたびに教職員より声かけを行うなど、子どもの健康観察を実施してまいります。</p> <p>また、マスクの正しい着用についても働きかけを行っております。</p> <p>教職員に対しましては、体調不良の兆候があるときには、早期に対応が行えるよう、体調不良時の対応のルール化を進めるとともに、ワクチン接種を引き続き推奨してまいります。</p> <p>学校園の休業につきましては、先ほど「教育長の報告」にありました「新型コロナウイルスの感染が確認されたときのガイドライン」に則しまして、休業の範囲、期間を決定し、感染拡大防止を図ってまいります。</p> <p>次に、地域教育活動につきましては、地域活動のための学校施設の利用を中止しております。図書館につきましては、館内滞在時間や閲覧場所の制限を行った上での開館を継続しております。</p> <p>今回の取組により、継続して感染対策の徹底を行うとともに、加えまして、感染兆候の早期発見と休業等の対応を行い、感染防止に努めてまいります。</p>
日渡円教育長	本件につきまして、ご質問、ご意見はございませんか。

大島幸恵委員	<p>まず、先ほどの宮本委員からの質問に対してのご説明で、堺市では、保健所と教育委員会の連携がとれているというのを聞きまして非常に安心しました。</p> <p>保護者は、家庭内で陽性者が出て、子どもを休ませないといけないとなったときに、まず学校には連絡をしますが、その後のスケジュール、保健所との連絡のやりとりや行動が分かりやすく示されたフローチャートのようなものがあれば非常にありがたいと感じます。</p> <p>それから、教職員の方へのワクチン接種の推奨ですが、年齢にもよると思うのですが、副反応でかなり高熱が出るということを知ります。教職員の方が接種を受けやすい体制の整備について、その2点をご説明いただけますか。</p>
澤田克生教委総務課参事	<p>まず、最初の1点めの件でございますけれども、保健所との連絡を密にするためということで、特に学校のほうに保護者の方からご連絡があった場合は、速やかに学校が教育委員会事務局に連絡をするように学校に通知をしています。</p> <p>教育委員会事務局と学校との関係については、陽性者が発生した場合は、学校が、必要な書類を速やかに提出するようになっており、システム的に機能していると思っております。</p> <p>また、保護者の皆様には、速やかに子どもの状況をお伝えくださいということしか通知等には載っておりませんので、フローチャートはありませんが、システム的には対応できています。家庭に対するお知らせの仕方については、また考えてまいりたいと思っておりますが、現状でも、こういう段階でこういう書類を出して、どういう判断をして決めていくというシステム的なものとして機能していると思っております。</p> <p>2点めの教職員の接種についてですけれども、以前、先行接種の機会を多く設定しました。しかし、デルタ株のような感染力の強い新しい株も出てきて学校休業等が増えてきているということで、何とか教職員がワクチン接種を受けやすいように考えていきたいと思っております。</p>
日渡円教育長	<p>ほかにございせんか。</p> <p>教育委員の皆さんと共有したいのですけれども、新型コロナウイルス感染症の状況が2年めに突入しました。そして今、若年層に感染が広がっているということは、全国的に話題になっています。私たちは、子どもたちの感染ということを考えたときに、学校というのは特殊な状況に置かれているということ、分かっていたいただきたいのです。</p> <p>まず、子どもたちは、ワクチンが打てない年齢であるということ。それと、あと一つは、学校は人流の抑制ができない場所であるということです。教育委員会としては、新型コロナウイルス感染症に対して、相当の覚悟をもって真剣に取り組まないといけないというのを改めて感じました。</p> <p>ワクチンが打てない、それと人流抑制ができないということ、つまり学校という場所は特殊な場所なのです。そのように考えたときに、持ち込まないというところをしっかりと対策を打たなければいけない、ということを学校に伝えています。持ち込むのは家庭から持ち込むのと、教職員が持ち込むということですので、この2つに対して何回か文書を発出して、家庭での感染、そして教職員にしっかりと感染抑止とか、何かある場合は休むということ徹底する通知を出しているところです。</p> <p>学校というのは特殊な場所であるということ、いま一度教育委員会は思っておかないといけないのかなということを感じました。</p>
【その他報告②】	<p>和解の成立について</p>
日渡円教育長	<p>それでは、次に移ります。</p> <p>最後に、その他報告②ですけれども、「和解の成立について」を報告します。このことにつきましては、6月28日の教育委員会臨時会議で議決をいただき、和解協議を進めてきたものです。</p> <p>では、事務局のほうから説明します。</p>

<p>【説 明】 川島強支援教育課長</p>	<p>報告いたします。 本市市立小学校に在籍していた児童及びその保護者が本市に対して、平成31年4月に提訴した損害賠償請求事件について、6月28日に教育委員会臨時会で議決いただき、9月1日に第3回市議会で議決いただいておりますが、9月6日に大阪地裁堺支部において和解が成立いたしました。 和解の内容は、本件解決金として15万円の支払い、及び和解条項に障害者に対する姿勢として、「特別支援教育の充実について、より一層尽くす」との文言で示したものです。</p>
<p>日渡田教育長</p>	<p>本件について、ご質問、ご意見はございませんか。</p>
<p>閉 会 宣 言</p>	<p>午前10時20分</p>
<p>日渡田教育長</p>	<p>以上で、定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。 これをもって、令和3年第13回教育委員会を閉会します。</p>